

氏名 (法人にあっては名称)	山崎製パン株式会社
住所	東京都千代田区岩本町三丁目10番1
計画期間	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日
基準年度(*1)	令和 元 年度 ～ 令和 3 年度 (平均)

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	☒ (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) ☐ (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) ☐ (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	パン製造業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 0971)
事業概要	食パン、菓子パン、和菓子、洋菓子、調理パン・米飯類等の製造および販売ならびに その他仕入れ商品の販売 ベーカリーの経営、コンビニエンスストアのフランチャイズ事業

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標の達成状況

(※温室効果ガス排出量の下限は削減量の対基準年度比 $((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量))

項 目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	計画期間の実績 b			
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和4～令和6年度 (平均値)
温室効果ガス 実排出量(*5)	17,977 t-CO ₂	17,797 t-CO ₂	16,875 t-CO ₂	17,235 t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		1.0 %	6.1 %	4.1 %	%	%
温室効果ガス みなし排出量(*6)		17,797 t-CO ₂	16,875 t-CO ₂	17,235 t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		1.0 %	6.1 %	4.1 %	%	%
実績に対する 自己評価	工場においては空調設備および照明器具の更新、店舗においては更新期を迎えた機器 の入れ替えの実施により、温室効果ガスは基準年度より4.1%削減された。					

- *1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素（エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの）、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄）の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標の達成状況 (※任意記載)

(※原単位の下段は削減量の対基準年度比 $((a-b)/a) \times 100$)

事業分類	基準年度の 実績 a	計画期間の 目標 b	計画期間の実績 b			
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4～令和6年度 (平均値)
パン製造業	685.03	664.46	633.43	594.67		
		3.0 %	7.5 %	13.2 %	%	%
コンビニエンスストア	755.67	732.98	692.24	694.94		
		3.0 %	8.4 %	8.0 %	%	%
パン小売業（製造小売）	843.9	818.58	870.14	836.51		
		3.0 %	-3.1 %	0.9 %	%	%
原単位の指標及び実績に対する自己評価	パン製造業では生産高10億円当たり、コンビニエンスストアとパン小売業では売上高10億円当たりの温室効果ガス排出量を指標とする。パン小売業は売上高増加に伴い機器の稼働率が上がったことが影響し、目標は達成できなかった。					

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の実施状況

[パン製造業] ・空調設備の更新、照明器具をLED電灯へ更新 [コンビニエンスストア・パン小売業共通] ・新規店および既存店の改装時にLED照明を導入 ・店内の温度を夏季27℃、冬季19℃に設定し、電力消費を抑制 [コンビニエンスストア] (新規開設店対象の方針) ・ノンフロンの冷凍冷蔵機器またはインバーター機器を導入し、ショーケース等の稼働効率の向上と省エネ化を図る。→2年度は新規店の開店なし (既存店対象の方針) ・更新期を迎えた旧設備の店舗には、ノンフロンの冷凍冷蔵機器またはインバーター機器を導入し、ショーケース等の稼働効率の向上と省エネ化を図る。→1店舗で機器の入れ替えを実施

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の実施状況（環境価値(*8)の活用等）

特になし

4 その他の取組の実施状況

[パン製造業] ・丁寧な生産を心がけることで、ロス削減に取り組み、余分に消費されるエネルギーを減らした。 ・食品リサイクル法に対応するため、発生抑制とリサイクルの質の向上を図った。 [コンビニエンスストア] ・店舗で使用するレジ袋をバイオプラスチックを含むものに切り替え石油由来のCO2排出を削減する。 ・店舗の空調機器及び冷凍冷蔵機器は四半期に1回簡易点検を実施してフロンの漏えいを防止した。

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除いたものをいう。

*8 環境価値とは、ワットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。